

議案第66号

令和6年度 新居浜市一般会計補正予算（第3号）

令和6年度新居浜市一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ739,751千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54,312,891千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

2 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和6年9月3日 提出

新居浜市長 石川 勝行

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

千円

款	項	補正前の額	補正額	計
10. 地方特例交付金		477,000	126,100	603,100
	1. 地方特例交付金	477,000	126,100	603,100
11. 地方交付税		5,425,000	220,335	5,645,335
	1. 地方交付税	5,425,000	220,335	5,645,335
15. 国庫支出金		9,532,998	392,274	9,925,272
	1. 国庫負担金	6,633,757	350,184	6,983,941
	2. 国庫補助金	2,878,514	42,090	2,920,604
16. 県支出金		3,719,621	105,369	3,824,990
	1. 県負担金	2,782,274	△1,850	2,780,424
	2. 県補助金	707,205	107,219	814,424
18. 寄附金		731,000	2,340	733,340
	1. 寄附金	731,000	2,340	733,340
19. 繰入金		1,508,158	△184,419	1,323,739
	1. 基金繰入金	1,508,158	△184,419	1,323,739
22. 市債		5,038,900	77,752	5,116,652
	1. 市債	5,038,900	77,752	5,116,652
歳入合計		53,573,140	739,751	54,312,891

千円

歳入歳出予算補正

(歳入)

歳 出

千 円

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		4,845,136	40,529	4,885,665
	1. 総務管理費	3,980,516	40,529	4,021,045
3. 民生費		22,808,122	429,900	23,238,022
	1. 社会福祉費	11,905,805	93,556	11,999,361
	2. 児童福祉費	8,753,845	336,344	9,090,189
4. 衛生費		4,160,711	720	4,161,431
	1. 保健衛生費	1,459,877	720	1,460,597
6. 農林水産業費		749,720	81,774	831,494
	1. 農業費	456,315	81,774	538,089
8. 土木費		5,376,396	149,848	5,526,244
	2. 道路橋りょう費	1,083,068	66,848	1,149,916
	4. 港湾費	261,966	83,000	344,966
10. 教育費		6,662,042	130	6,662,172
	5. 社会教育費	954,920	100	955,020
	6. 保健体育費	2,295,845	30	2,295,875
11. 災害復旧費		30,000	36,850	66,850
	2. 公共土木施設災害復旧費	10,000	36,850	46,850
歳出合計		53,573,140	739,751	54,312,891

歳入歳出予算補正

(歳出)

千 円

第2表 地方債補正

追 加

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
現年災害復旧事業	千円 21,800	(1) 普通貸借又は証券発行による。 (2) 事業又は市財政の都合により翌年度に繰越して借入れすることができる。	年 3.0以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及びその他公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率） %	借入先の融通条件による。 ただし、必要に応じ、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
計	21,800	—	—	—

第3表 地方債補正

変更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
港 湾 建 設 事 業	千円 93,700	(1) 普通貸借又は証券発行による。 (2) 事業又は市財政の都合により翌年度に繰越して借入れすることができる。	年 3.0以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及びその他公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融通条件による。ただし、必要に応じ、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	千円 118,700	補正前に同じ	%	補正前に同じ
社会資本整備事業	616,000				633,800			
臨時財政対策債	104,000				117,152			
計	5,038,900	—	—	—	5,094,852	—	—	—